

第2章 重点整備地区の設定

1. 重点整備地区の選定

(1) 地区選定の考え方

① 重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法及び法に基づく基本方針において、次のように定められている。

ア) 生活関連施設^{※1}があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

- ・原則、生活関連施設のうち特定旅客施設^{※2}または特別特定建築物^{※3}に該当するものが3つ以上あること。
- ・また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区で、概ね400ha（2km四方）未満の地区であること。

イ) 生活関連施設と生活関連経路^{※4}についてバリアフリー^{*}化が特に必要な地区

- ・高齢者、障害者等の移動や施設の利用の状況、土地利用や諸機能の集積実態と将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化が特に必要な地区であること。

ウ) 総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを掲げており、各種バリアフリー化事業の重点的实施が、様々な機能の増進を図るうえで、有効かつ適切であると認められる地区であること。

※1 生活関連施設 : 高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

※2 特定旅客施設 : 旅客施設のうち1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であること。

※3 特別特定建築物 : 特定建築物のうち不特定多数の人が利用するもの、又は主として高齢者、障害者等が利用するもので、特別支援学校、病院、集会場、百貨店、官公署など。

※4 生活関連経路 : 生活関連施設相互間の経路。

② 地区選定の考え方と候補地区

中野区では、区域設定のとり方によっては区内のほぼ全域で重点整備地区の要件を満たすことができる。しかし、効果の高い地区から優先してバリアフリー化を進めることとし、多くの利用者が集中する鉄道駅を中心とした地区を重点整備地区の候補地区とする。

その重点整備地区の候補地区について、バリアフリー化の優先順位を評価し、その結果を踏まえ、現時点で取り組むべき重点整備地区の選定を行う。

(2) バリアフリー化の優先順位の検討

① 評価指標の設定

バリアフリー*化の優先順位は、客観的な評価項目（表1）を設定し、それらをあらかわす指標（表2）を用いて、評価する。

表1 バリアフリー化の優先順位を検証するための評価項目

評価項目	評価の考え方
①人口等の分布	・人口の多い地区や高齢者数の多い地区を優先する。
②公共交通の状況	・駅利用者の多い地区や公共交通の結節点になっている地区を優先する。
③施設の分布状況	・公共施設等が多く立地している地区を優先する。
④バリアフリー化の満足度	・駅や道路等のバリアフリー化に対する満足度が低い地区を優先する。
⑤関連事業	・駅の改修や交通結節点の整備、駅周辺におけるまちづくり等の計画がある地区を優先する。

表2 評価指標の設定

評価項目	評価指標	備考
①人口等の分布	ア. 地区内の人口	・駅を中心とする500m圏内の住民基本台帳による人口（平成26年1月1日現在）
	イ. 地区内の高齢者数	・駅を中心とする500m圏内の住民基本台帳による65歳以上人口（平成26年1月1日現在）
②公共交通の状況	ウ. 駅乗降客数	・都市交通年報の各駅旅客発着状況から一日平均の乗降客数を算出（平成21年度の値）
	エ. バス運行本数	・各駅の最寄りバス停留所を発車している平日のバス本数（各事業者ホームページの時刻表より算出、平成26年2月1日現在）
③施設の分布状況	オ. 地区内の施設数	・駅を中心とする500m圏内に立地している公共施設、文化・スポーツ施設、保健・福祉施設、医療機関、金融機関、商業施設、保育・教育施設、公園の数
④バリアフリー化の満足度	カ. 満足度の点数化	・区民アンケート調査の各施設・設備の満足度をもとに算出
⑤関連事業	キ. 関連事業の有無	・駅の改修予定、交通結節点（駅前広場等）の新設・改修予定、その他まちづくり計画等の有無

② 評価指標の整理

◆評価指標（ア～オ）

各地区におけるア～オの評価指標は、表3に示すとおりである。

表3 各地区の評価指標（ア～オ）

地区	ア. 人口 (人)	イ. 高齢者数 (人)	ウ. 駅乗降客数 (人/日)	エ. バス運行本数 (本/日)	オ. 施設数 (箇所)
1. 方南町	54,486	11,163	31,106	715	2
2. 中野富士見町	35,717	7,520	17,950	776	3
3. 中野新橋	39,594	7,896	18,250	40	8
4. 中野坂上	49,360	8,970	69,830	464	7
5. 新中野	44,374	8,653	31,252	837	3
6. 中野	42,146	8,047	208,849	1,530	24
7. 東中野	58,713	11,015	89,913	36	6
8. 落合	51,727	9,904	22,047	130	5
9. 新井薬師前	43,051	8,869	23,648	458	2
10. 沼袋	28,228	5,857	20,026	125	5
11. 野方	36,580	7,794	22,154	701	2
12. 都立家政	38,589	8,029	17,616	30	4
13. 鷺宮	40,844	8,700	30,681	596	6
14. 新江古田	28,251	6,087	23,172	540	3
15. 富士見台	39,194	8,712	24,024	71	2

項目ごとに15地区の最大値を100として点数化し、全項目の点数の合計を当該地区の評価点とする。

表4 数値指標の評価点（合計点の多い順）

地区	ア. 人口 (人)	イ. 高齢者数 (人)	ウ. 駅乗降客数 (人/日)	エ. バス運行本数 (本/日)	オ. 施設数 (箇所)	合計点
6. 中野	72	72	100	100	100	444
7. 東中野	100	99	43	2	25	269
1. 方南町	93	100	15	47	8	263
4. 中野坂上	84	80	33	30	29	256
5. 新中野	76	78	15	55	13	237
13. 鷺宮	70	78	15	39	25	227
8. 落合	88	89	11	8	21	217
2. 中野富士見町	61	67	9	51	13	201
9. 新井薬師前	73	79	11	30	8	201
11. 野方	62	70	11	46	8	197
3. 中野新橋	67	71	9	3	33	183
15. 富士見台	67	78	12	5	8	170
12. 都立家政	66	72	8	2	17	165
14. 新江古田	48	55	11	35	13	162
10. 沼袋	48	52	10	8	21	139

※網掛けは各項目の数値の大きい上位5番目まで

◆評価指標（カ）

区民アンケート調査で聞いた各施設の満足度の評価を点数化し、評価する。

点数は、満足：5点、やや満足：4点、どちらでもない：3点、やや不満：2点、不満：1点とし、全回答の平均で算出し、全項目の合計を当該地区の評価点とする。

表5 満足度の評価点（合計点の少ない順）

地区	駅施設 (問7)	駅周辺の道路 (問9)	駅周辺の信号機等 (問11)	駅周辺の施設 (問13)	全項目合計
1. 方南町	2.2	2.0	2.8	2.7	9.7
10. 沼袋	2.9	2.1	2.8	2.5	10.2
13. 鷺宮	2.9	2.1	2.7	2.6	10.3
9. 新井薬師前	2.7	2.1	2.7	2.8	10.3
3. 中野新橋	2.3	2.4	2.8	3.5	11.1
5. 新中野	3.1	2.7	3.1	2.6	11.4
15. 富士見台	3.5	2.5	2.8	2.9	11.7
6. 中野	2.8	2.7	3.2	3.0	11.7
11. 野方	3.6	2.3	2.9	2.9	11.7
8. 落合	2.9	3.2	3.2	2.6	12.0
12. 都立家政	3.3	2.6	3.1	3.1	12.1
7. 東中野	2.9	3.1	3.1	3.2	12.4
2. 中野富士見町	3.4	2.6	2.9	3.6	12.4
4. 中野坂上	3.2	3.4	3.2	2.9	12.6
14. 新江古田	3.3	2.8	3.4	3.4	13.0

※網掛けは各項目の数値の小さい上位5番目まで

◆評価指標（キ）

駅の改修予定、交通結節点（駅前広場等）の新設・改修予定、その他まちづくり計画など、関連事業の有無で評価する。

表6 関連事業の有無

地区	駅の改修	交通結節点 の新設・改修	その他まちづ くり計画等	備考
1. 方南町	—	—	—	
2. 中野富士見町	—	—	—	
3. 中野新橋	○	—	—	中野新橋駅の改良(事業中)
4. 中野坂上	—	—	—	
5. 新中野	—	—	—	
6. 中野	○	○	○	中野駅地区の整備(西側橋上駅、南北通路、駅前広場等の整備)
7. 東中野	—	○	—	駅前広場整備(事業中)
8. 落合	—	—	—	
9. 新井薬師前	○	○	○	西武新宿線の連続立体交差化にともなう駅施設の改良、駅前広場等の整備、駅周辺まちづくりの検討
10. 沼袋	○	○	○	
11. 野方	—	—	—	
12. 都立家政	—	—	—	
13. 鷺宮	—	—	○	補助133号線(中杉通り)の整備
14. 新江古田	—	—	—	
15. 富士見台	—	—	—	

③ 優先順位の評価

以上の評価指標をもとに優先順位の評価を行う。

数値評価（指標 ア～オ）及び満足度の低さ（指標 カ）については、上位1～5番目の地区を「A」、6～10番目の地区を「B」、11～15番目の地区を「C」とする。

また、関連事業の有無（指標 キ）については、○が2つ以上の地区を「A」、○が1つの地区を「B」、それ以外を「C」とする。

各項目の評価から、Aが2つ以上の地区を総合評価◎、Aが1つつBが2つ以上の地区を総合評価○とする。

優先順位の評価の結果は、表7に示すとおりである。

表7 優先順位の評価

地区	数値評価 (指標 ア～オ)	満足度の低さ (指標 カ)	関連事業の有無 (指標 キ)	総合評価
1. 方南町	A	A	C	◎
2. 中野富士見町	B	C	C	
3. 中野新橋	C	A	B	
4. 中野坂上	A	C	C	
5. 新中野	A	B	C	
6. 中野	A	B	A	◎
7. 東中野	A	C	B	
8. 落合	B	B	C	
9. 新井薬師前	B	A	A	◎
10. 沼袋	C	A	A	◎
11. 野方	B	B	C	
12. 都立家政	C	C	C	
13. 鷺宮	B	A	B	○
14. 新江古田	C	C	C	
15. 富士見台	C	B	C	

(3) 地区選定の結果

バリアフリー*化の優先順位の評価結果を踏まえ、旧構想に基づきバリアフリー化を推進してきた既存の重点整備地区に加え、新たに「新井薬師前地区」及び「沼袋地区」を重点整備地区に選定する。

なお、「方南町地区」については、駅自体が区外（杉並区）にあるため、現時点では重点整備地区に指定しないが、杉並区が策定した「杉並区バリアフリー基本構想」を踏まえ、今後、杉並区をはじめ関係する事業者と連携を図りながら、バリアフリー化の推進方策について検討を行う。



2. 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

バリアフリー法において、生活関連施設は、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などで、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用状況等地域の実情を勘案して設定することとされている。

これを踏まえ、本構想では、不特定多数の区民、または、多くの高齢者、障害者等が利用する公共施設等で、駅から概ね 500m圏内に所在するものを、生活関連施設として設定する。

本構想の生活関連施設

種 別	施設内訳
旅客施設	・ 鉄道駅
公共施設	・ 区役所
	・ 地域事務所
	・ 税務署、都税事務所
	・ 年金事務所
文化・スポーツ施設	・ 図書館、資料館
	・ ホール
	・ 区民活動センター
	・ 産業振興センター
	・ 商工会館
	・ 体育館
保健・福祉施設	・ 保健所
	・ すこやか福祉センター
	・ 地域包括支援センター
	・ 障害者福祉会館
	・ 中野区社会福祉協議会（スマイルなかの）
医療機関	・ 病院
金融機関	・ 郵便局（集配局）
商業施設	・ 大型小売店（店舗面積 500 m ² 以上）
公園	・ 総合公園
	・ 地区公園
	・ 近隣公園
	・ 上記以外の大規模な公園（面積 10,000 m ² 以上）
	・ 生活関連施設相互結ぶ経路（生活関連経路）に接している公園

(2) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互を結ぶ経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区内の回遊性を考慮して設定することが必要である。

本構想では、生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、より多くの人が利用する経路（駅と施設を結ぶ経路など）を生活関連経路として設定する。

なお、旧構想では、生活関連経路に相当するものとして、以下の特定経路及び準特定経路が定められており、駅を中心として高齢者、障害者等がよく利用する経路が設定されていることから、本構想においても、継続してこれらの経路を生活関連経路として設定する。

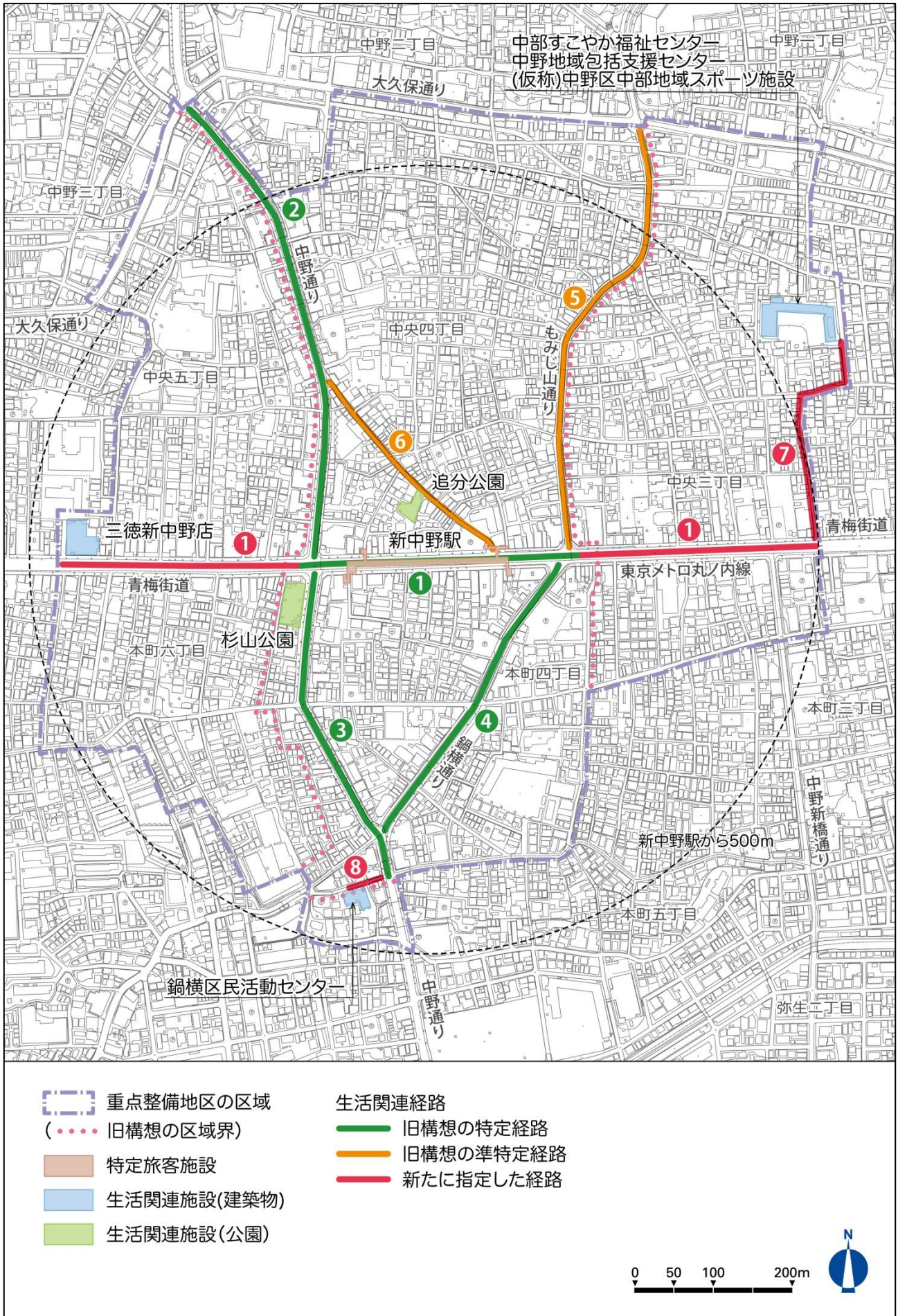
特定経路：駅と高齢者や障害者等が利用する主要な施設を結ぶ主要な経路
原則として歩道の有効幅員*が2 m以上確保できる道路

準特定経路：高齢者や障害者等がよく利用すると考えられる経路
歩道の有効幅員の不足等により特定経路に指定できない道路

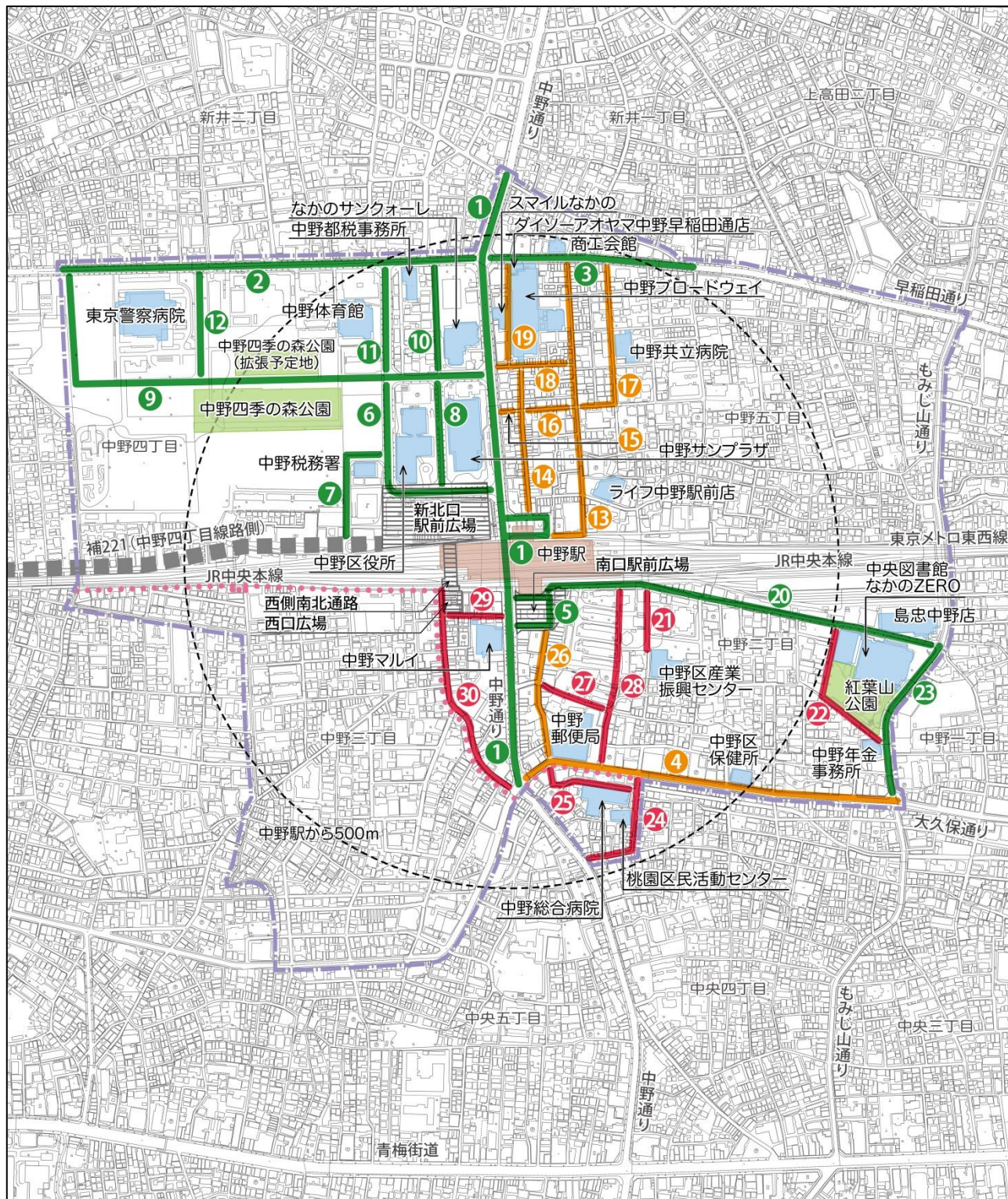
(3) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区の区域は、前述の生活関連施設と生活関連経路を含む範囲で、ある程度整形なまとまりに配慮して設定する。

① 新中野地区の生活関連施設・経路及び区域



② 中野地区の生活関連施設・経路及び区域



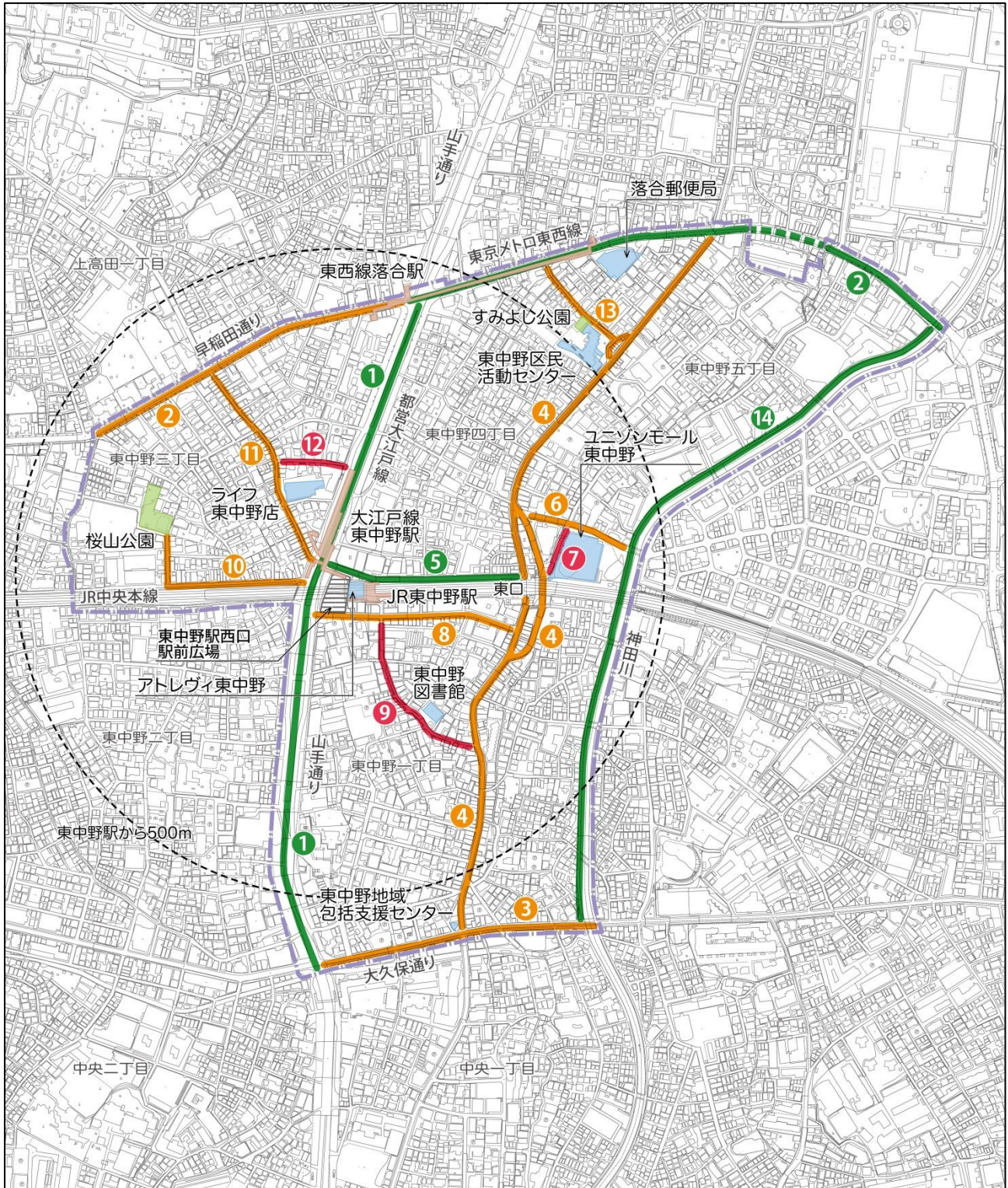
- 重点整備地区の区域
- () 旧構想の区域界
- 特定旅客施設
- 生活関連施設(建築物)
- 生活関連施設(公園)

- 生活関連経路
- 旧構想の特定経路
- 旧構想の準特定経路
- 新たに指定した経路

- 関連事業
- 都市計画道路
- 駅前広場等



③ 東中野・落合地区の生活関連施設・経路及び区域



重点整備地区の区域

特定旅客施設

生活関連施設(建築物)

生活関連施設(公園)

生活関連経路

旧構想の特定経路

旧構想の準特定経路

新たに指定した経路

関連事業

駅前広場等

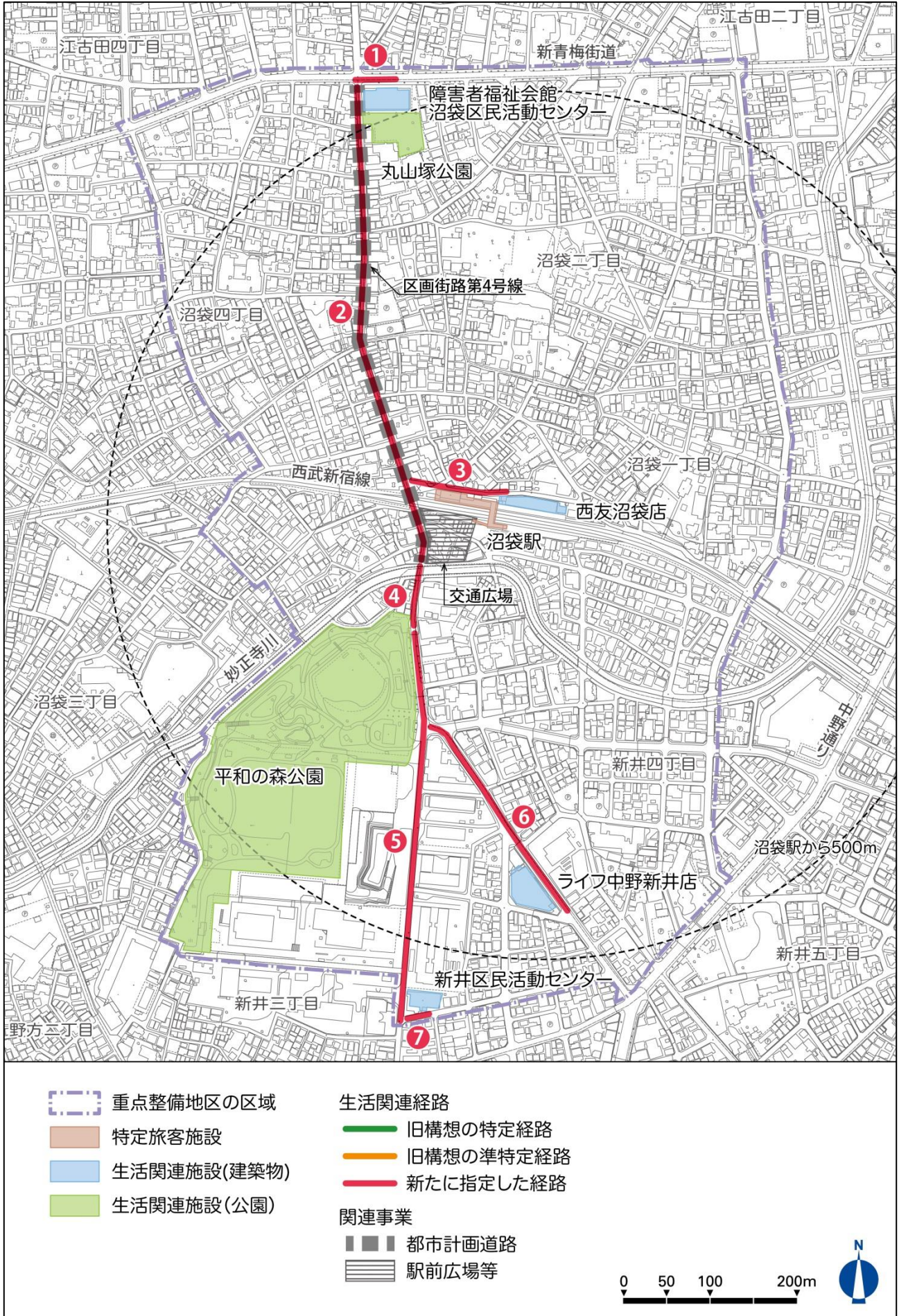
0 50 100 200m



④ 新井薬師前地区の生活関連施設・経路及び区域



⑤ 沼袋地区の生活関連施設・経路及び区域





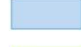

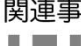



⑥ 野方地区の生活関連施設・経路及び区域



⑦ 鷺宮地区の生活関連施設・経路及び区域



- | | |
|---|---|
|  重点整備地区の区域 |  生活関連経路 |
|  特定旅客施設 |  旧構想の特定経路 |
|  生活関連施設(建築物) |  旧構想の準特定経路 |
|  生活関連施設(公園) |  新たに指定した経路 |
| | 関連事業 |
| |  都市計画道路 |



3. 重点整備地区のバリアフリー化の基本方針

重点整備地区では、以下に示す方針でバリアフリー*化に取り組むこととし、今後、区内で面的なバリアフリー化を進めていく上でのモデルとする。

重点整備地区のバリアフリー化の基本方針

- 高齢者、障害者をはじめ、妊娠中の人や乳幼児連れの人、病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指す。
- 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路、建築物などを対象に、連続的・面的なバリアフリー化を推進する。
- 駅の徒歩圏内（駅から概ね 500m圏内）にある、駅と生活関連施設を結ぶ経路及び生活関連施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成する。
- 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図る。
- 施設の整備に合わせて、放置自転車対策など、ソフト面の取り組みも推進する。
- 中野駅周辺や西武新宿線沿線では、駅の改良、駅前広場等の整備、駅周辺のまちづくりと連携を図り、バリアフリー化を推進する。